

「施策」総括票

施策展開	3-(5)-ウ	研究開発成果の技術移転による地場産業の高度化	
施策	①研究成果等の技術移転の推進		204頁
対応する 主な課題	<p>○大学院大学等から生み出される優れた研究開発成果を産業利用するには、産業界が持つ事業化ノウハウと融合させることが不可欠であり、産学官連携による研究開発を通してその実現を図る必要がある。また、産学官連携の裾野を広げるためには、大学や公的研究機関の研究成果や技術シーズを産業界にわかりやすく発信する取組が求められる。</p> <p>○特許等の産業財産権の利活用について、意識の高い企業も増加しつつあるが、依然として十分とはいえないため、産業財産権の創造・保護・活用等に向けた更なる普及啓発に取り組む必要がある。</p>		
関係部等	企画部、商工労働部		

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成24年度				
主な取組		決算見込額	推進状況	活動概要
○産学官共同研究開発への支援				
1	ライフスタイルイノベーション創出推進事業	157,645	順調	○産学連携による研究開発プロジェクトに取り組む産学共同研究支援企業の提案から13件を採択し、県内中小企業と学術機関等のマッチングによる共同体の研究開発を支援した。(1)
○研究開発型企业への転換促進				
2	既存企業の研究開発型企业への転換促進(知的・産業クラスター形成推進事業)	198,804	やや遅れ	○研究開発税制に係る説明会を北部・中部・南部・久米島・宮古・八重山などで24回実施した。研究機器購入補助数は、平成24年度の計画値10件に対し5件にとどまったため、やや遅れとなった。(2)
○産業財産権の保護・活用				
3	知的所有権センター事業	7,748	順調	○県内中小企業等に対し、産業財産権制度の概要説明や特許等の出願に関するセミナー(12回)、相談会(9回)を開催した。(3)

様式2(施策)

Ⅱ 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

成果指標名		基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	県内大学等との共同研究に取り組む民間企業数(累計)	54社 (22年)	70社 (23年)	300社	16社	15,544社 (22年)
	状況説明	「ライフスタイルイノベーション創出推進事業」等の取組により、県内大学等の共同研究に取り組む民間企業数は、22年と比較して16社増加した。今後も取組を推進し、目標値の達成を図る。				
成果指標名		基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
2	県内からの特許出願件数(累計)	127件 (23年)	142件 (24年)	927件	-	342,610件 (23年)
	状況説明	県内の特許出願件数は年々減少している状況であるため、特許出願に向けて特許等の出願に関するセミナー・相談会等を開催し、特許出願件数の増加を図る。				
成果指標名		基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
3	研究開発型企業に転換した県内企業数(累計)	0社 (23年)	5社 (24年)	15社	5社	-
	状況説明	研究機器補助を実施したことにより、5社の研究開発型企業への転換を図ったが、平成24年度の計画値の10社に届かなかった。引き続き、研究機器補助を実施するとともに、研究開発税制の説明会を開催し、県内企業の研究開発に対する意識を高め、目標値の達成を図る。				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
-	-	-	-	-	-

Ⅲ 内部要因の分析 (Check)

○産学官共同研究開発への支援

・県外で研究開発を進めるプロジェクトの中には、事業の進捗等が把握しにくい事例もあった。

○研究開発型企业への転換促進

・既存企業の研究開発型企业への転換促進のための研究機器購入補助については、潜在的ニーズはあると考えられるものの、昨年度が初年度であったことから制度自体の認知度が低く、応募企業等が平成24年度の計画値の半分程度にとどまる状況であった。

・研究開発税制については、全国と同様、県内企業において制度自体の認知度が低く、ほとんど活用がされていないことが明らかになった。

○産業財産権の保護・活用

・知的財産制度の理解が県内ではまだ不足しており、知的財産の意識が低い中小企業に対し、知的財産の利活用に係る周知広報の強化を図る必要がある。

Ⅳ 外部環境の分析 (Check)

○産学官共同研究開発への支援

・産学官共同での研究開発を目的としていることから、研究開発プロジェクト採択にあたっては、企業と学術機関等とのマッチングが大きなポイントとなる。

○研究開発型企业への転換促進

・既存企業の研究開発型企业への転換促進にあたっては、研究開発税制にいわゆる「専ら要件」等が課されていることから、中小企業にとって活用しづらい制度であることが判明した。(専ら要件:特に控除対象の person 費が試験研究に専ら従事する者に限られる)

V 施策の推進戦略案 (Action)

○産学官共同研究開発への支援

・研究開発実施における課題等を早い段階で把握するため、研究の中核となる企業のプロジェクトマネージャー(PM)を通し、進捗状況をより細やかに確認する。また、企業と学術機関等のマッチング体制の強化を図るため、企業ニーズと学術機関等のシーズの探索をより一層強化するとともに相談窓口の強化を行う。

○研究開発型企业への転換促進

・研究機器購入補助制度については、年度の早い段階から県ホームページのみならず、説明会の開催や他の広告媒体の活用により効果的な広報を行い、企業への周知徹底を図る。
・研究開発税制活用促進事業については、まず当該制度の認知度を上げることが重要であることから、平成25年度は制度に関する情報提供やアンケートを実施して普及促進を図る。
・また、中小企業者等の研究開発を促進する観点から、平成26年度税制改正において研究開発用機器等の設備投資に係る税額控除や研究開発税制の拡充を国に要望する。

○産業財産権の保護・活用

・広報番組や新聞広告、公共交通機関等による無料等広報媒体を活用することにより、県内中小企業への更なる知的財産の普及・啓発に努める。